

横浜市金沢産業振興センターテニスコート（A・B）人工芝張替工事 特記仕様書

1-1	横浜市金沢産業振興センターテニスコート（A・B）人工芝張替え工事												
1-2	横浜市金沢産業振興センター構内テニスコート（A・B）												
1-3	契約締結日から令和6年3月15日まで												
1-4	テニスコートの人工芝劣化に伴い張替え工事を実施する。												
1-5	現場責任者は、人工芝の張替え工事に精通した者とする。												
1-6	砂入り人工芝機器全面張替え工事												
1-7	下地工の仕様は、次のとおりとする												
下地工	<p>(1) 下地調整：既設コートの下地精度の計測／計測に基づく路盤調整 不陸調整／基準線の記録 ：密粒アスコン堅固で平滑な路盤</p> <p>(2) 下地の勾配は1／150～1／200の範囲とする。</p> <p>(3) ライン引き：線引き（線幅及びライン色は競技規定に準拠）</p> <p>(4) 用途：硬式テニス／軟式テニス なお、芝張替え工法は、人工芝製造者による張替え仕様書に準拠する。</p> <p>(5) 既設人工芝撤去後は、舗装路面にある土砂、塵埃などは完全に除去し、油分が認められる場合は、中性洗剤によりクリーニングすること。</p> <p>(6) 下地舗装の高さについて紀工測量を行い、ローラーマークや不陸、または欠陥部分について補修箇所を特定し、事前に監督員の承認を得ること。</p> <p>(7) 下地の表面精度は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平坦性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値は次のとおりとする。 <li style="padding-left: 20px;">水系貼り方・・・6mm以内 (不陸のチェック) <li style="padding-left: 20px;">散水方・・・1.5mm以内 (水たまりのチェック) ・ 施工ジョイント、ローラーマークによる段差の無いこと。 </td> </tr> <tr> <td>突起物</td> <td>無いこと。</td> </tr> <tr> <td>窪み</td> <td>無いこと。</td> </tr> <tr> <td>平滑</td> <td>粗い材料が集中して粗面にならないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>礫、はつり屑、ゴミ、泥等が散在しないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 下地アスファルト舗装の仕上がり状況を水系及び散水水張にて不陸をチェックし、4mm以上の不陸がある場合は下地修正材をコテまたは定木ずりに</p>	項目	仕様	平坦性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値は次のとおりとする。 <li style="padding-left: 20px;">水系貼り方・・・6mm以内 (不陸のチェック) <li style="padding-left: 20px;">散水方・・・1.5mm以内 (水たまりのチェック) ・ 施工ジョイント、ローラーマークによる段差の無いこと。 	突起物	無いこと。	窪み	無いこと。	平滑	粗い材料が集中して粗面にならないこと。	その他	礫、はつり屑、ゴミ、泥等が散在しないこと。
項目	仕様												
平坦性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値は次のとおりとする。 <li style="padding-left: 20px;">水系貼り方・・・6mm以内 (不陸のチェック) <li style="padding-left: 20px;">散水方・・・1.5mm以内 (水たまりのチェック) ・ 施工ジョイント、ローラーマークによる段差の無いこと。 												
突起物	無いこと。												
窪み	無いこと。												
平滑	粗い材料が集中して粗面にならないこと。												
その他	礫、はつり屑、ゴミ、泥等が散在しないこと。												

1-8
人工芝
敷設工

て修正する。また、更に水張りチェックを行いできるだけ水溜まりを修正すること。

- (9) 水系張り法は勾配と平行方向に2m、勾配と直角方向に2.5m間隔で水系を張り、水系からの下がり値を確認すること。
- (10) 周辺付帯構造物を汚さないように、路面の養生を充分に行うこと。

- (1) あらかじめ原反の割り振りをを行い監督員の承認を得ること。
- (2) ラインは白色人工芝とすること。
- (3) 人工芝の接合部分はジョイントテープにより接着すること。
- (4) コート外周部は、完全に芝を固定すること。
- (5) サンドスプレッタを使用し、特殊珪砂を所定量散布し、平坦になるように充填すること。
- (6) 人工芝の仕様および規格は次の同等以上とする。

項目			標準値	備考
製品の規格	パイル	素材	耐候性ポリプロピレン	
		長さ	19mm	
		パイル数	50,000本/㎡以上	
	基布		ポリプロピレン	
	ライン		同時織り込み加工	
	充填材		特殊調整珪砂	

1-9
フェンス
補修工

- (1) 工事実施にあたり、撤去したフェンスは修繕を行うこと。
- (2) その他防球フェンスが破損している個所の補修を行うこと。

1-10
その他

- (1) 既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。
- (2) A、Bコート中央部に将来照明灯を設置する予定なので、センター付近まで波付硬質ポリエチレン管（FEP30Φ）を既存のハンドホールへ布設すること。
- (3) 工法：サンドフィル（目砂仕上げ）
- (4) 芝の割付：定尺規格芝の割付
- (5) 付属品：ネットポスト／センターネット押さえ金具用穴設置 1式
(ネット用ポスト／センターネット押さえ金具は既設品を使用)
- (6) 消耗品及び雑材料 1式

1-11
適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-12

疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-13

現場の施工

施行は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 作業内容

- (1) 本工事は、既存の人工芝棟撤去し、新たに人工芝の布設を実施すること。
- (2) 横浜市金沢産業振興センター利用者の状況を勘案して、施工計画を作成し、工事工程に従い安全に工事を実施すること。

2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながらの工事になるため、点検整備に支障が生じないよう十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- (3) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。